

「令和6年7月25日からの大雨」による災害に伴う放送受信料の免除について

このたび被災されたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。

災害救助法が適用された区域内で、お住まいに被害を受けられた方は、受信料が全額免除になります。免除の申請には、「り災証明書」が必要です。自治体から「り災証明書」が交付されましたら、免除申請のお手続きをお願いいたします。

＜免除の対象＞ **全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、全焼、半焼、床上浸水**

＜免除の期間＞ **令和6年7月～8月まで（2か月間）**

- 8月以降に申請いただいた場合でも7月にさかのぼって適用となります。
- 前払い等によりすでにお支払いいただいている場合や今後お支払いいただいた場合は、お支払い分を免除期間終了後のご請求分に充当させていただきます。

＜お手続き方法＞

● **NHKホームページでのお手続き**

スマートフォンなどで右側の二次元コードを読み取り、必要事項を入力の上、**「り災証明書の画像データ」をアップロード**してください。

受信料の窓口



● **郵送でのお手続き**

「放送受信料免除申請書」を切り取って、必要事項をご記入いただき、「り災証明書の写し（コピー）」を添えて、下記送付先までお送りください。

【送付先】 〒990-8575 山形県山形市桜町2-50
NHK山形放送局 経営管理企画センター

- ✓ 被災により、テレビが故障して使用できなくなった場合などは、放送受信契約の解約のお手続きが必要となります。下記ナビダイヤルまでご連絡をお願いいたします。

受信料の**免除・解約**に関する
お問い合わせ

ナビダイヤル

0570-077-077

平日 午前9時～午後6時（土・日・祝日も受付）

▼ **ここから切り取ってご返送をお願いいたします**

放送受信料免除申請書

日本放送協会 宛

「令和6年7月25日からの大雨」による被害を受けたため、日本放送協会放送受信料免除基準第1項（7）に該当しますので、申請します。

ご契約者名		電話番号	自宅	—	—
			携帯	—	—
ご契約住所（り災場所）	（〒 — ）				

世帯のみなさま全員が引越しされている場合は、住所変更のお手続きが必要です。住所変更のお手続きを希望される方は、以下の転居先住所をご記入ください。（一時的な避難等で住所変更のお手続きが不要の場合、ご記入は不要です。）

転居先住所	（〒 — ）
-------	--------

「個人情報利用目的」記載していただいた個人情報は、次の目的で利用します。1.受信料の契約・収納活動（割引の適用要件や解約に該当する事実の確認等を含みます） 2.免除基準の適用 3.放送の受信に関する相談業務およびNHK共聴の維持・運営業務 4.放送やイベントのお知らせ 5.放送文化・普及・受信に関する調査へのご協力をお願い